

原子力センターにおける不適切な放射性物質の保管について

平成22年1月8日
生活環境部 生活環境総務課
原子力安全対策課

昨年末の環境医学研究所等の事例を受け、当部内の機関における放射性物質の取り扱い状況を確認したところ、昨日までに、原子力センターの試料調整室（線源保管室）において、原子炉等規制法の適用を受ける核燃料物質及び放射線障害防止法の適用を受ける放射性同位元素が使用許可を受けずに保管されていることが確認されました。詳細は以下のとおりです。

1 原子力センターの確認結果

(1) 核燃料物質

「酢酸ウラニル」 25g入り試薬瓶1本（開封済み）

「酸化トリウム」 25g入り試薬瓶1本（開封済み）

放射線計測の結果、それぞれの試薬瓶の内容物に、ウラン、トリウムが含まれていることが確認されました。

(2) 放射性同位元素

ガラス容器（メスフラスコ100ミリリットル2本、50ミリリットル1本）内の溶液（合計約180g）中の放射能濃度を測定したところ、使用許可が必要な量（10,000ベクレル）を超える放射性同位元素「セシウム137」（約18,000ベクレル）が含まれていることが判明しました。

原子力センター内で確認されたこれらの核燃料物質や放射性同位元素は、それぞれ現行法令で規制対象となる前に購入、調整等がなされたものと見られます。

今回、発見された核燃料物質や放射性同位元素は施錠管理された試料調整室（線源保管室）内で確認されており、職員等の健康及び周辺環境への影響はないものと考えられます。

2 その他の機関の確認結果

原子力センター以外の部内の機関においては、問題は認められませんでした。

3 今後の対応

上記1の核燃料物質及び放射性同位元素の取り扱いについて、本日、文部科学省原子力安全課に報告しており、今後、文部科学省原子力安全課の指示を受け、適切に対応します。

上記2についての問い合わせ先

生活環境部 生活環境総務課 部参事兼課長 佐藤芳男

電話 024-521-7178、内線 2580

上記1及び3についての問い合わせ先

生活環境部 原子力安全対策課 課長 佐々木信博

電話 024-521-7252、内線 2800